
鋼船規則検査要領

W 編

船橋視界

要
領

2016 年 第 1 回 一部改正

2016 年 12 月 27 日 達 第 76 号

2016 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2016 年 12 月 27 日 達 第 76 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

W 編 船橋視界

W2 船橋視界

W2.2 窓

W2.2.1 窓

-4.として次の 1 項を加える。

-4. 極海を航行する船舶の船橋の窓は、安全設備規則 6 編 3.3.2-1.(2)の規定に適合すること。

附 則

1. この達は、2017 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。